

議案第78号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員法の一部改正を踏まえ、退職手当の基本額に係る特例を定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項，第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条の3第1項中「第7条の2」を「第7条の2（第7条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第3条の2 退職した職員の基礎在職期間（第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち規則で定める期間中に，給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例等が制定された場合において，当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において，当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の変定をする条例等が制定された場合にあつては，当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし，その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は，この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは，その者に対して支給する退職手当の基本額は，前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条中「及び死亡により退職した職員（通勤による災害により死亡した職員を除く。）を除く。）又は同項第2号の規定に該当する職員」を「，通勤による災害により退職した職員及び死亡により退職した職員を除く。）」に、「職員で」を「もので」に、「50歳」を「その者に係る定年から10年を減じた年齢」に、「第3条」を「前2条」に、「同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同条に次の表を加える。

第3条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数
--------	------	--

		1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項 の給料月額	第4条の規定により読み替えて適用する前項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の
第3条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第3条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第3条の2第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条中「職員及び」を「職員又は死亡により退職した職員（通勤による災害により死亡した職員に限る。）及び」に、「に対する第3条」を「（こ

これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第3条及び第3条の2」に、「同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同条に次の表を加える。

第3条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項	第5条第1項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1項	前条の	第5条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第3条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第3条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第3条の2第2項	前項の	第5条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第5条に次の1項を加える。

- 2 第2条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した職員又は死亡により退職した職員（通勤による災害により死亡した職員に限る。）及び同項第2号の規定に該当する職員のうち、定年に達する日の属する会

計年度の初日前に退職したものであって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条及び第3条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	給料月額	給料月額，退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項	第5条第2項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額，退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額，退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1項	前条の	第5条第2項の規定により読み替えて適用する前条の
第3条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額，特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第3条の2第1項第2号	給料月額に，	給料月額，退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に，
第3条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第3条の2第2項	前項の	第5条第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額，特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額，特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額，退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第7条第4項中「職員が，」を「職員が」に，「支給期間」とする」を「支給期間」とし，当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより，市長にその旨を申し出たときは，当該事業の実施期間（当該実施期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は，第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め，同条第11項第5号中「第8項」を「第9項」に改める。

第7条の3の次に次の1条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第7条の4 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条の2第1項	調整額期間の初日	調整額期間のそれぞれの期間ごとに，当該期間の初日
	その職員の調	当該期間の末日

	整額期間の末日	
	合計した点数	合計した点数を計算し，多い方の点数に
第7条の3第1項	第1項	第1項（次条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）
	として，	として20年前までの期間又は地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として
第7条の3第3項	第1項の調整額期間	次条の規定により読み替えて適用する第1項の調整額期間

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め，同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に，「にあつては」を「には」に改め，同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め，同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に，「にあつては」を「には」に改める。

第18条第2項中「，同条」を「若しくは」に改める。

附則第1項を附則第1条とし，附則第2項を附則第2条とし，附則第3項を附則第3条とする。

附則第4項中「令和4年」を「令和7年」に改め，同項を附則第4条とし，附則に次の5条を加える。

第5条 調布市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額改定（次条において「給料月額7割措置」という。）は，第3条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第6条 当分の間，給料月額7割措置の適用を受ける者のうち，第3条の2第1項の規則で定める期間中に，同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については，その者に対して支給する退職手当の基本額は，同条の規定にかかわらず，次項又は第3項に規定する

額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

- 2 第3条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）

（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この条において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 4/3以上 上位減額前給料月額に4/3を乗じて得た額

(2) 4/3未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 4/3以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に4/3から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 4/3未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に4/3から前項第3号イに掲げる割合を控除

した割合を乗じて得た額の合計額

第7条 当分の間、第4条及び第5条第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「60歳」とする。

第8条 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する附則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第6条 第2項第1号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	第5条第1項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6条 第2項第2号	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6条 第2項第2号ア	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	第5条第1項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6条 第2項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6条 第2項第3号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
附則第6条 第2項第3号ア	第3条第1項	第5条第1項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6条 第2項第3号イ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6条 第3項	前項の	附則第8条の規定により読み替えて適用する前項の
附則第6条 第3項第1号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6条 第3項第2号ア	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6条 第3項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
--------------------	--

第9条 当分の間、調布市職員の給与に関する条例附則第5項又は第7項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条の改正規定（同条第4項に係る部分に限る。）及び第18条の改正規定並びに附則第4項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第7条の改正規定（同条第11項に係る部分に限る。） 令和4年10月1日

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定の適用については、同条第1項中「又は」とあるのは「若しくは地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項又は」とする。

3 改正後の条例第7条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（改正後の条例第2条第1項に規定する職員のうち退職したものをいう。）であって改正後の条例第7条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号

の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が令和4年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 改正後の条例第7条第4項の規定は，令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。